

戸建て住宅等除染事業実施申し込み 事前チェック表

〈戸建て住宅等除染事業実施申込書の記入・提出について〉		確認欄																																
①除染実施区域は、神々廻、白井、河原子（工業団地は除く）、復の一部（初崎、中山、台山、城際、西ノ内、道祖神）、根の一部（上人塚、下郷谷）、木、折立、富塚、中（工業団地は除く）、名内の一部（小名内、入谷、屋敷廻、屋敷附）、平塚（工業団地は除く）、西白井3・4丁目、堀込1～3丁目、笹塚2・3丁目、七次台3・4丁目、野口、池の上2・3丁目、十余一、清戸、谷田、桜台1～3丁目です。対象となる住宅等が除染実施区域内に該当するかわからないときは、環境課放射線対策室へお問い合わせください。																																		
② 申し込み受付期間は下表のとおりです。受付期間中に申し込みが出来なかった場合は環境課放射線対策室にご相談ください。																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">除染対象となる物件</th> <th>期間区分</th> <th>申し込み受付期間</th> <th>測定・除染実施予定時期※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">除染実施区域内にあるもの</td> <td>中学生以下の子どもまたは妊婦が居住する住宅</td> <td>第1次</td> <td>平成24年8月17日（金）～8月31日（金）</td> <td>平成24年9月中旬～</td> </tr> <tr> <td>上記以外の住宅</td> <td>第2次</td> <td>9月18日（火）～10月2日（火）</td> <td>10月中旬～</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">除染実施区域外のもの</td> <td>中学生以下の子どもまたは妊婦が居住する住宅</td> <td>第3次</td> <td>10月17日（水）～10月31日（水）</td> <td>11月中旬～</td> </tr> <tr> <td>上記以外の住宅</td> <td>第4次</td> <td>11月16日（金）～11月30日（金）</td> <td>12月中旬～</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業所</td> <td>除染実施区域内にある事業所</td> <td>第5次</td> <td>12月12日（水）～12月26日（水）</td> <td>平成25年1月中旬～</td> </tr> <tr> <td>除染実施区域外の実業所</td> <td>第6次</td> <td>平成25年1月17日（木）～1月31日（木）</td> <td>2月中旬～</td> </tr> </tbody> </table> <p>※測定・除染の実施時期は応募状況等により前後する場合があります。</p>		除染対象となる物件		期間区分	申し込み受付期間	測定・除染実施予定時期※	除染実施区域内にあるもの	中学生以下の子どもまたは妊婦が居住する住宅	第1次	平成24年8月17日（金）～8月31日（金）	平成24年9月中旬～	上記以外の住宅	第2次	9月18日（火）～10月2日（火）	10月中旬～	除染実施区域外のもの	中学生以下の子どもまたは妊婦が居住する住宅	第3次	10月17日（水）～10月31日（水）	11月中旬～	上記以外の住宅	第4次	11月16日（金）～11月30日（金）	12月中旬～	事業所	除染実施区域内にある事業所	第5次	12月12日（水）～12月26日（水）	平成25年1月中旬～	除染実施区域外の実業所	第6次	平成25年1月17日（木）～1月31日（木）	2月中旬～	
除染対象となる物件		期間区分	申し込み受付期間	測定・除染実施予定時期※																														
除染実施区域内にあるもの	中学生以下の子どもまたは妊婦が居住する住宅	第1次	平成24年8月17日（金）～8月31日（金）	平成24年9月中旬～																														
	上記以外の住宅	第2次	9月18日（火）～10月2日（火）	10月中旬～																														
除染実施区域外のもの	中学生以下の子どもまたは妊婦が居住する住宅	第3次	10月17日（水）～10月31日（水）	11月中旬～																														
	上記以外の住宅	第4次	11月16日（金）～11月30日（金）	12月中旬～																														
事業所	除染実施区域内にある事業所	第5次	12月12日（水）～12月26日（水）	平成25年1月中旬～																														
	除染実施区域外の実業所	第6次	平成25年1月17日（木）～1月31日（木）	2月中旬～																														
③ 電話・携帯電話・ファックス番号、Eメールアドレスなどの連絡先は、平日の日中に連絡がとれるものをご記入下さい。																																		
④ 対象となる住宅等の住宅等の平面図または配置図（敷地と建物の真上からみた配置状況を確認できるもの）がある場合は、その写しを1部（A4またはA3サイズ）申込書に添付して下さい。																																		
⑤ 集合住宅は、管理組合代表者名で申し込んでください。管理組合がない集合住宅の場合は、所有者（大家）名での申し込みとなります。また、専用使用権のある共用部分（分譲マンションの専用庭など）は、居住者（専用使用者）が申し込むことができますが、管理組合の同意が必要です。																																		
⑥ 戸建て住宅の借受人が申し込む場合は、所有者の同意が必要です。																																		
⑦ UR都市機構及び国・県が所有する集合住宅は、市ではなく、各所有者が除染を実施することとされていますので、市では除染の申し込みを受付けていません。当該物件にお住まいの方の除染についてのお問い合わせは、各所有者の窓口へお願いします。																																		
⑧ 郵送での申し込みの場合は、受付期間内に申込書が市に到着するように送付してください。また、申込書を市に持参する場合は、月曜日から金曜日（祝休日除く）のみ受け付けます。																																		
⑨ 一人暮らしの高齢者や要援護者世帯など、ご自身での申し込みが難しい場合は、環境課放射線対策室へご相談下さい。																																		
⑩ 除染実施日の希望については、申込状況等によりご希望に沿えない場合があります。																																		
⑪ 作業進行の都合上、除染の実施順序は申込書の到着順序とは一致しませんのでご了承ください。																																		
⑫ 申込状況等により、除染実施予定日の通知までに相当の期間を要する場合があります。ご心配な場合は環境課放射線対策室までお問い合わせください。																																		
⑬ 申込書に記入いただいた個人情報は、除染事業に関するご連絡以外には使用しません。																																		
⑭ 除染実施区域の外にある住宅等については、申し込みを先立ち、ご自身で測定を行ってください。その結果、高さ1m（中学生以下の子どもまたは妊婦が居住する住宅では50cm）の空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上の箇所が確認された場合に限り、申し込みが可能です。ご自身による測定結果は申込書の記入欄に記入してください。なお、測定器は環境課放射線対策室にて貸し出しを行っています。																																		

<p style="text-align: center;">〈測定・協議・除染について〉</p>	<p style="text-align: center;">確認欄</p>
<p>① 除染実施当日の工程は、1. 事前測定 → 2. 除染措置内容の協議 → 3. 除染作業 → 4. 事後測定 → 5. 終了 となります。</p>	
<p>② 当日は、市の委託業者が対象となる住宅等を訪問し作業にあたります。標準的な戸建て住宅の場合、1軒につき3時間以内を目途に実施します。</p>	
<p>③ 雨天・荒天の日は作業を行いません。作業中止の場合は市より申込者に連絡し別日を調整します。</p>	
<p>④ 事前測定は、国のガイドラインに沿い、庭・駐車場・玄関前など、比較的多くの時間を過ごすことが想定される地点（測定点①）と、雨どい下・敷地内側溝など、局所的に高い線量が予想される地点（測定点②）を、それぞれ5点程度（標準的な戸建て住宅の場合）測定します。</p>	
<p>⑤ 事前測定の結果、1m（中学生以下の子どもまたは妊婦が居住する住宅では50cm）の高さで、測定点①の平均値が毎時0.23マイクロシーベルト以上であった場合、下記⑨の除染内容から有効なものを選定し、敷地全体を対象とした除染を行います。</p>	
<p>⑥ 事前測定の結果、1m（中学生以下の子どもまたは妊婦が居住する住宅では50cm）の高さで、測定点①の平均値が毎時0.23マイクロシーベルト未満であった場合は、個々に毎時0.23マイクロシーベルトを超える測定点（①・②）についてのみ、前項の除染内容から有効なものを選定し、除染を行います。なお、毎時0.23マイクロシーベルト以上の測定点がなかった場合は除染を行いません。</p>	
<p>⑦ 当日は必ず申込者の立ち会いが必要となります。また、測定にあたっては、測定値記録シート（控え）の記入にご協力をお願いします。</p>	
<p>⑧ 事前測定後、結果に基づき除染措置の内容を提示し説明します。除染措置の内容に同意する場合はご署名をいただきます（ご署名をいただけない場合、除染は実施できません）。</p>	
<p>⑨ 事前測定の結果に応じて、次の手法の中から有効なものを選定し除染を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨どい下の清掃、汚泥の除去 ・ 敷地内側溝、集水ますの清掃、汚泥の除去 ・ 低木の枝葉剪定 ・ 落ち葉の除去、除草 ・ 壁面の清掃、拭取り ・ 屋上の清掃（集合住宅・事業所のみ） 	
<p>⑩ 庭全面の表土や芝の剥ぎ取りは行いません。</p>	
<p>⑪ 埋設された雨水管の清掃は行いません。</p>	
<p>⑫ 足場、脚立を使用する高所の作業は行いません。雨どい、壁面については地上高1.5メートル以内とします。</p>	
<p>⑬ 低木は、地上高1.5メートル以内の樹木とします。</p>	
<p>⑭ 室内及びバルコニー（ベランダ）の除染は行いません。</p>	
<p>⑮ 重機、電源を必要とする機械・器具を使用する作業は行いません。</p>	
<p>⑯ 芝生の深刈りを行った場合は、芝生が再生しない可能性があります。</p>	
<p>⑰ 側溝・集水ますの除染により除去土壌が発生した場合は、作業を実施した敷地内で埋設または堆積により保管しますので、実施日までに必ず保管場所を選定しておいて下さい。</p>	
<p>⑱ 除去物のうち枯葉、落ち葉、剪定枝、刈り草などの可燃物については、通常の収集（可燃物）ごみとして、所有者において搬出のご協力をお願いします。</p>	
<p>⑲ 除染の措置内容によっては、水道の使用等についてご協力をお願いする場合があります。</p>	
<p>⑳ 除染を行っても、周辺環境等の状況によっては、毎時0.23マイクロシーベルト未満とならない場合があります。</p>	

<p>申し込み及びお問い合わせ先</p>	<p>白井市役所 環境建設部 環境課 放射線対策室 ・住所：〒270-1492 白井市復1123 ・電話：047-492-1111（内線3287/3288） ・FAX：047-492-6377/047-491-3510 ・E-mail:kankyuu@city.shiroi.chiba.jp</p>
----------------------	--